

奥州市主食用米作付農家スマート農業機械等導入支援事業 申請時同意書

確認欄（以下の□に✓を入れ、署名をしてください）

※すべての項目で同意が得られない場合は、申請を受け付けることはできません

- 国の他の機械導入に係る助成事業を利用して支援を受けている又は受ける予定となっている機械は本事業の対象とはせず、補助金等の重複受給はない。
- 事業が採択された場合であっても、予算の都合上、補助上限額まで交付できない場合がある。
- 本事業により導入する機械は、令和9年1月31日までに納品が完了するものである。
- 市から交付決定となるまで補助対象機械の発注はできないものとし、交付決定後に3者以上から見積りを取り、金額の一番低い業者に発注する。
- 本事業により導入した機械は、必ず保険（農機具共済等）に加入する。
- 本事業により導入した機械は、法定耐用年数期間内は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできない。
- 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存はない。
 - ・虚偽の内容にて申請をしたことが判明した場合
 - ・達成が著しく困難であるにも関わらず、過剰な目標を設定し事業を利用したと判断される場合
 - ・法定耐用年数期間内において、上記に定める財産処分を市に報告、届け出を行わずに無断で行った場合
 - ・適正な事業執行等のための市による調査に応じない場合

上記確認内容に同意すること、交付対象となった場合には上記に基づき確実に事業を実施することを誓約します。

令和 年 月 日

住所：

氏名：